

横浜の川

THE RIVER OF YOKOHAMA



横浜市下水道河川局河川部



河川法第一条

この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。



東山の水辺（和泉川）



目次

第1章 よこはまの河川

河川の概要	2
河川事業のあゆみ	4
鶴見川水系	6
帷子川水系	8
大岡川水系	10
境川水系	12
その他の水系	14

第2章 安全・安心のかわづくり

浸水被害の状況	16
総合的な治水対策	18
河川改修	20
流域対策	24
維持管理	26
水防事業	28

第3章 魅力あるかわづくり

河川等の環境整備	30
河川愛護と河川PR事業	34
資料編 用語集	36
資料編 河川事業のあゆみ 年表	38
資料編 計画 28 河川諸元表	40

第1章 よこはまの河川

河川の概要

横浜といえば、ランドマークタワーや赤レンガ倉庫のある臨海都市部をイメージしますが、実は山と坂が多い街です。例えば、箱根駅伝。2区は鶴見から戸塚へ横浜市内を走り抜けます。前半は平坦な道が続く一方、後半には権太坂といった高低差のある難所が待ち受ける、地形的に走りづらい道となっています。これは横浜市が、丘陵地、台地、低地、埋立地で構成される、起伏の富んだ地形であるからです。

横浜市の中央から西側には、北は東京都町田市から連なる多摩丘陵が、南は円海山を形成する三浦丘陵へ帯状につながっています。この丘陵地帯は主要河川の源流域となっており、丘陵地帯を境に東側へ流れる河川は、中心市街地を構成する低地で支川を集め東京湾へ、西側へ流れる河川は鎌倉市や藤沢市を流れながら本川と合流して相模湾へ流れ込みます。

具体的には、鶴見川・入江川・滝の川・帷子川・大岡川・宮川・侍従川が東京湾へ、境川は相模湾の江の島に流れ込みます。また、これらの本川に合流する大小様々な支川も合わせ、市内には56の河川があります。

それぞれの河川は一級、二級、準用河川として、国、県、市が管理していますが、それ以外にも地域に根付き、川の名前が付けられている水路もあります。

街を歩けば、おそらく川を見ない日はないといえるほど、たくさんの川が流れ、市民の生活の一部となっています。



春の大岡川

横浜市河川図



凡例					
	一級河川	国土交通大臣管理区間		二級河川	市長管理区間
	一級河川	県知事管理指定区間		準用河川	市長管理区間
	一級河川	市長管理区間		県庁	
	二級河川	県知事管理区間		市庁舎	
	二級河川	県知事管理市長施工・維持区間		区役所	

河川事業のあゆみ



横浜の川の多くは川幅の小さい中小河川で、都市部を流れています。そのため大雨時には私たちの生活に被害をもたらす危険性を持ち合わせています。

江戸時代から、鶴見川や境川などでは大きな水害が発生しており、特に終戦から10数年は水害が頻りに繰り返されていました。

このような被害を防ぐため、河川改修は戦災復興とともにスタートしました。

戦後は、経済発展に伴う急速な都市化と宅地開発の急増により、雨水の地表面への流出量が増大し、多くの水害をもたらしました。そこで、昭和45年から都市小河川改修事業を展開し、本格的に河川整備を進めました。現在では整備が進み、浸水被害は確実に減少しています。

このように緊急の課題であった治水については、一定の成果を上げています。しかし、気候変動による集中豪雨や大型台風の発生が頻発化する傾向にあるため、今後も河川改修を着実に進めていくとともに、大雨を一時的に貯めるための雨水調整池の設置などによる総合的な治水対策を進めていく必要があります。



昭和41年台風4号(出典:京浜河川事務所HP)



滝の川



多自然川づくり(いたち川)



帷子川に来たタマちゃん



大岡川分水路



いたち川改修工事



魚道(帷子川)



はまっこアユ
(写真提供:環境科学研究所)



老朽化した護岸



河川点検

一方で、河川は都市に残された貴重な水辺空間であり、癒しと潤いを与えてくれる身近な自然環境でもあります。下水道の整備により川の水質が改善されたことから、人々の目は再び川に向けられ始めました。

このような、河川環境の保全・創造という新たな社会ニーズに応えるため、横浜市では様々な河川環境整備を進めてきました。周辺の自然環境との調和を意識するとともに、地域の要望なども反映しながら親水拠点や散策路などを整備しており、市民の憩いの場として利用されています。

近年では、過去に整備した護岸や施設の老朽化が問題となっており、将来にわたって安全安心な河川として維持していくことが課題です。

本市では、すべての管理河川を毎年点検し、安全性を確認しています。また、護岸崩落などの大きな事故につながる可能性の高い不具合は、積極的かつ計画的に補修する、いわゆる予防保全型の維持管理によって老朽化対策に取り組んでいます。

横浜市はこれからも、市民の皆様の安全安心を確保するとともに、大都市の中の貴重な水辺空間を、将来にわたって守っていきけるよう、河川事業に取り組んでいきます。



つる み がわ
鶴見川水系

鶴見川は、延長約43km、流域面積約235km²の一級河川です。源流は、多摩丘陵の一角の東京都町田市にあり、横浜市内で恩田川、大熊川、鳥山川、早瀬川、矢上川と合流し、鶴見区で東京湾に注いでいます。

その流域は、約70%が丘陵地と台地、残りの30%が低地で、形がバクに似ていることから、「バクの流域」という愛称で親しまれています。

中流部には、敷地の中に日産スタジアムもある鶴見川多目的遊水地があり、大雨時には洪水を大量に貯留し、下流域を浸水から防御しています。



多目的遊水地(新横浜公園)

鶴見川水系(市内延長)

河川名	国土交通大臣管理	県知事管理	市長管理	計
鶴見川	17,400(m)	13,100(m)	-(m)	30,500(m)
恩田川	-(m)	7,600(m)	-(m)	7,600(m)
梅田川	-(m)	-(m)	2,200(m)	2,200(m)
鴨居川	-(m)	100(m)	-(m)	100(m)
大熊川	-(m)	2,840(m)	-(m)	2,840(m)
鳥山川	1,870(m)	-(m)	2,310(m)	4,180(m)
砂田川	-(m)	-(m)	1,470(m)	1,470(m)
早瀬川	1,790(m)	7,980(m)	-(m)	9,770(m)
矢上川	1,800(m)	1,000(m)	-(m)	2,800(m)
計9河川	22,860(m)	32,620(m)	5,980(m)	61,460(m)
準用河川				
黒須田川	-(m)	-(m)	2,820(m)	2,820(m)
奈良川	-(m)	-(m)	3,470(m)	3,470(m)
岩川	-(m)	-(m)	1,980(m)	1,980(m)
早瀬川	-(m)	-(m)	1,020(m)	1,020(m)
布川	-(m)	-(m)	780(m)	780(m)
計5河川	-(m)	-(m)	10,070(m)	10,070(m)

うめだ がわ
梅田川

梅田川は、緑区の三保町付近を源流として北東に流れ、新治町で恩田川と合流します。

上流域には横浜市「緑の10大拠点」のひとつである三保・新治地区があり、自然の地形を生かした「三保市民の森」や「新治市民の森」などのまとまった緑地があります。中・下流域は、住宅地が広がり、恩田川合流付近には水田を中心とした農地が残っています。

上流部には洪水を一時的に貯留する梅田川遊水地が整備されています。



▲梅田川遊水地



▲梅田川橋上流

とり やま がわ
鳥山川

鳥山川は、神奈川区羽沢町付近を源流としてJR東海道新幹線と並行して流れ、港北区新横浜で鶴見川と合流します。

上流域には農地が比較的多く残りますが、中・下流域はJR東海道新幹線と環状2号線といった都市施設や密集家屋が近接しています。

中流部には洪水を一時的に貯留する鳥山川遊水地が整備されています。



▲砂田川合流点付近



▲環状2号線との交差点

帷子川水系

帷子川は、旭区で生まれ横浜駅東口まで、横浜を西から東へ流れる延長約17km、流域面積約57km²の二級河川です。

源流は旭区の若葉台団地付近で、矢指川、中堀川、新井川、くぬぎ台川、今井川などの支川と合流した後、西区内で石崎川、新田間川に分派し、横浜駅近くで再び合流し、横浜駅東口ポートサイド地区で横浜港に注ぎます。

帷子川の名の由来は、その昔、北側の河口部沿岸がなだらかで、片側だけが平地だったことから、「片平(かたひら)」の名が起り、それが「帷子」となったといわれています。



帷子川水系

河川名	県知事管理	市長管理	計
帷子川	17,340(m)	-(m)	17,340(m)
中堀川	850(m)	-(m)	850(m)
今井川	5,590(m)	-(m)	5,590(m)
石崎川	1,600(m)	-(m)	1,600(m)
新田間川	2,200(m)	-(m)	2,200(m)
幸川	300(m)	-(m)	300(m)
帷子川分水路	6,610(m)	-(m)	6,610(m)
計 7 河川	34,490(m)	-(m)	34,490(m)
矢指川	-(m)	540(m)	540(m)
くぬぎ台川	-(m)	1,190(m)	1,190(m)
新井川	-(m)	800(m)	800(m)
計 3 河川	-(m)	2,530(m)	2,530(m)

中堀川

中堀川は旭区上白根付近の源流部から南下して、帷子川に合流する河川です。周辺はほとんどが市街地となっており、川の近くまで住宅が近接しています。

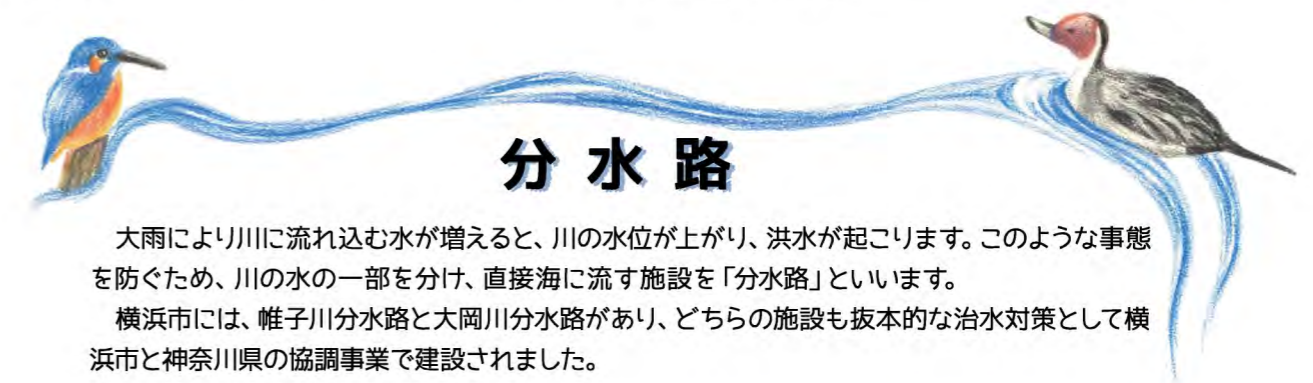
中流部には、「白糸の滝」があります。その昔、幅約9m、落差5.5mの大きな直滝が旭区白根地区にあったといわれており、長い間の浸食により斜路となっていました。滝の修復・保全と周辺の公園整備とが一体となった魅力的な親水空間として整備され、平成3年度に完成しました。



▲白糸の滝



▲住宅地を流れる中堀川



▲帷子川分水路入口



▲帷子川分水路のトンネル内部

おお おか がわ
大岡川水系

大岡川は、延長約14km、流域面積約35km²の二級河川です。

大岡川は円海山を源流とし、磯子区水取沢市民の森を流れ出て日野川と合流し、南区で中村川と堀割川に分流します。大岡川の本流は、中区の日の出町、野毛の市街地を流れ、みなとみらい21で横浜港に注ぎます。

大岡川と中村川に囲まれたところには、伊勢佐木町・馬車道・中華街・横浜スタジアムがあり、市役所や県庁・横浜税関・県警本部などもあるため、大岡川は横浜の心臓部を流れる川といえます。



▲中流（青木橋上流）



▲河口付近



大岡川水系

河川名	県知事管理	市長管理	計
大岡川	10,540(m)	-(m)	10,540(m)
日野川	1,900(m)	-(m)	1,900(m)
中村川	3,000(m)	-(m)	3,000(m)
堀割川	900(m)	-(m)	900(m)
堀割川	2,700(m)	-(m)	2,700(m)
大岡川分水路	3,640(m)	-(m)	3,640(m)
計 6 河川	22,680(m)	-(m)	22,680(m)
準用河川			
大岡川	-(m)	3,500(m)	3,500(m)
日野川	-(m)	970(m)	970(m)
計 2 河川	-(m)	4,470(m)	4,470(m)

おお おか がわ
大岡川

大岡川下流区間は、都市部における貴重な水辺のオープンスペースとなっています。北仲通地区の「大岡川夢ロード」や黄金町駅周辺地区の「大岡川桜棧橋」などの親水施設が整備されており、地域の様々なお祭りやイベントで利用されています。



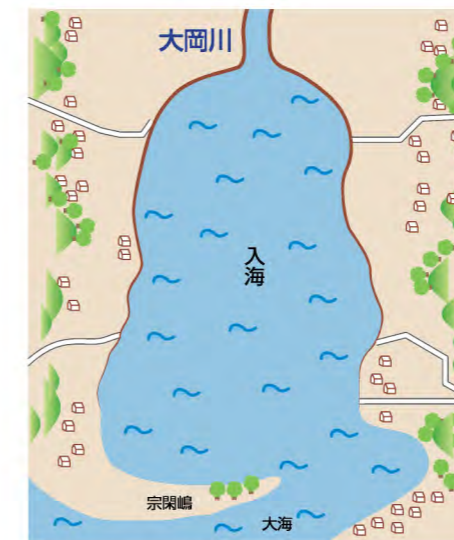
▲大岡川 夢ロード



▲大岡川桜棧橋（利用の様子）

吉田新田

江戸時代初め、大岡川の河口は今よりもっと内陸のお三の宮あたりで、伊勢佐木町一帯は釣鐘状の入江でした。この入江を江戸の材木商 吉田勘兵衛らが埋め立て、1667年に完成したのが吉田新田です。これにより、新田の北側に大岡川が延び、南側には中村川ができました。時は明治に移り、人口増加とともに新田は市街地へと姿を変えていきました。



▲吉田新田埋め立て以前



▲現在の地図と重ねた図

その他の水系

みやがわ 宮川

宮川は、金沢区釜利谷町付近を源流として東に向かい平潟湾に注ぐ、延長約2.0kmの二級河川です。

上流付近は交通の便が良いため大規模な開発が進み、著しく都市化されていますが、近くに「金沢市民の森」や「金沢自然公園」があり、横浜市内でも最も緑の多い地域に接しています。

中流は、右岸に住宅地が、左岸に商業施設が林立しています。

下流の金沢文庫駅から国道16号にかけては、公共・文化・商業施設が集中し、区の一部となっています。



▲桜橋



▲住宅地を流れる宮川

いりえがわ 入江川

入江川は、鶴見区東寺尾付近を源流として西に流れ、神奈川区西寺尾付近で南に流れを変え、神奈川区子安通で6派川の運河に分かれ横浜港に注ぐ、延長約2.3kmの準用河川です。

上流部は多くが暗渠化され、その上部は水再生センターで処理された再生水を活用したせせらぎ緑道となっています。

河口部は遠浅であったため、明治時代の工業化の勢いで私企業による臨海部の埋立が進められ、埋立地との間が派川(運河)として残されています。



▲入江川下流



▲入江川中流

じじゅうがわ 侍従川

侍従川は金沢区朝比奈の森を源流とし、同区内の平潟湾に流れ込む延長約2.6kmの二級河川です。川の始まりと終わりがともに金沢区内であり、地域に密着している川です。

この流域は海や森に近く、開発が進む横浜市では自然に恵まれている地域です。



▲侍従川上流 (写真提供: 神奈川県)

たきがわ 滝の川

滝の川は、神奈川区の片倉うさぎ山公園に源を発し、支川の反町川と合流し、横浜港に注ぐ延長約3.5kmの準用河川です。

かつて河川だった上流部は下水道整備と合わせて暗渠化され、その上部はせせらぎ緑道として面影を残しています。



▲滝の川中流

ぜんまがわ 幻の水系 禅馬川

かつて、久良岐公園付近を源流として磯子小学校の脇を流れ磯子・海に見える公園付近で海に注ぐ「禅馬川」が存在しました。上流区間や支川でなく、水系そのものがなくなったのはこの川だけです。昭和54年に準用河川の役目を終えて、今は道路や下水道として市民の生活を支えています。流路が残るのは下流の一部のみですが、橋の痕跡など今も昔の川の流れるを感じる遺構があります。

禅馬川の橋の痕跡 (竹の橋)

第2章 安全・安心のかわづくり

浸水被害の状況

横浜の河川は中小河川が多く、ふだんおとなしい川も大雨時には暴れ川に変貌します。そのため古来より、たびたび大規模な氾濫を繰り返してきました。終戦後は、流域の都市化が加速的に進んだこともあり、昭和20年代から50年代にかけては、水害が頻繁に繰り返されていました。特に大きな被害を及ぼした台風としては、昭和33年9月の台風22号(「狩野川台風」)と昭和41年6月の台風4号です。

狩野川台風では、横浜市内で死者61名、家屋の全半壊998棟、床上浸水10,010棟、床下浸水14,026棟と大きな被害を出しました。

昭和41年の台風4号は、降雨量が267.5mmを記録し、死者32人、家屋の全半壊250棟、床上浸水9,835棟、床下浸水35,922棟の被害が発生しました。

このような被害を防ぐために、横浜市では総合的な治水対策を進めており、近年では治水安全度が高まるとともに、浸水戸数が減少傾向にあります。

浸水被害実績

年月日	種類	浸水戸数
1958年(昭和33年)8,9月	狩野川台風	24,036戸
1961年(昭和36年)6月	集中豪雨	19,956戸
1966年(昭和41年)6月	台風4号	45,757戸
1970年(昭和45年)7月	集中豪雨	3,142戸
1973年(昭和48年)11月	集中豪雨	5,774戸
1974年(昭和49年)7月	集中豪雨	6,361戸
1976年(昭和51年)9月	台風17号	5,764戸
1977年(昭和52年)9月	台風9号	3,101戸
1979年(昭和54年)10月	台風20号	1,160戸
1981年(昭和56年)7月	集中豪雨	562戸
1981年(昭和56年)10月	台風24号	424戸
1982年(昭和57年)9月	台風18号	7,763戸
1989年(平成1年)8月	集中豪雨	1,192戸
1990年(平成2年)9月	集中豪雨	22戸
1990年(平成2年)9月	台風20号	1,335戸
1991年(平成3年)9月	台風18号	272戸
1993年(平成5年)11月	集中豪雨	608戸
1994年(平成6年)7月	大雨	175戸
1994年(平成6年)7月	大雨	62戸
1994年(平成6年)8月	大雨	439戸
1996年(平成8年)8月	大雨	26戸
1998年(平成10年)7月	大雨	261戸
2001年(平成13年)7月	大雨	251戸
2002年(平成14年)7月	台風7号	49戸
2003年(平成15年)3月	大雨	210戸
2004年(平成16年)10月	台風22号	1007戸
2004年(平成16年)10月	台風23号	101戸
2005年(平成17年)9月	大雨	78戸
2008年(平成20年)7月	大雨	23戸
2009年(平成21年)8月	大雨	10戸
2010年(平成22年)12月	大雨	22戸
2011年(平成23年)8月	大雨	20戸
2014年(平成26年)10月	台風18号	231戸



昭和33年9月狩野川台風の浸水状況
(鶴見川:鶴見区森永橋)
(出典:京浜河川事務所HP)



昭和48年11月集中豪雨の浸水状況
(いたち川:栄区天神橋付近)



昭和51年9月洪水の浸水状況
(舞岡川:戸塚区舞岡町)



平成3年9月洪水の浸水状況
(帷子川:公園橋付近)

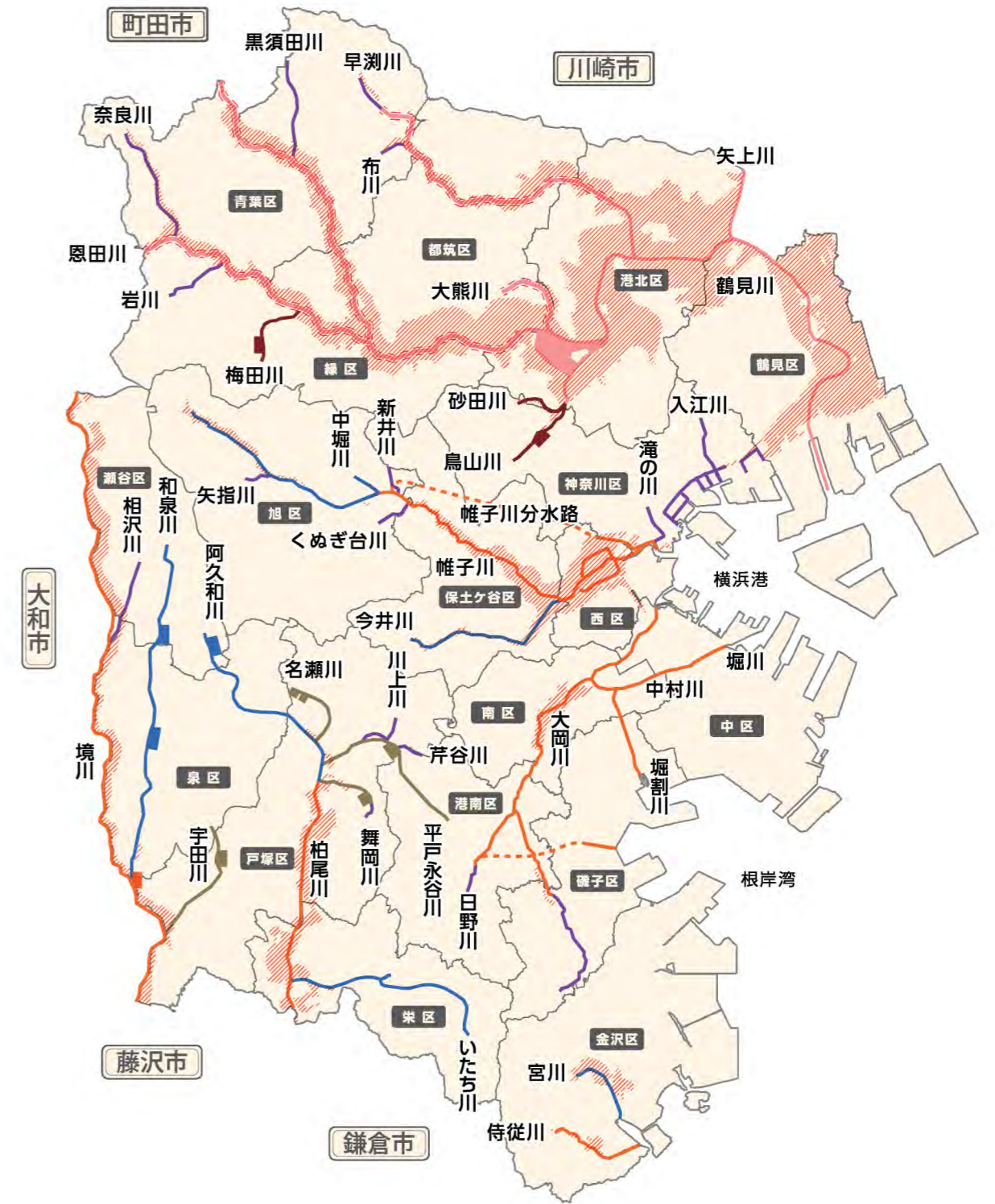


平成16年台風22号の浸水状況
(帷子川:横浜駅西口付近)



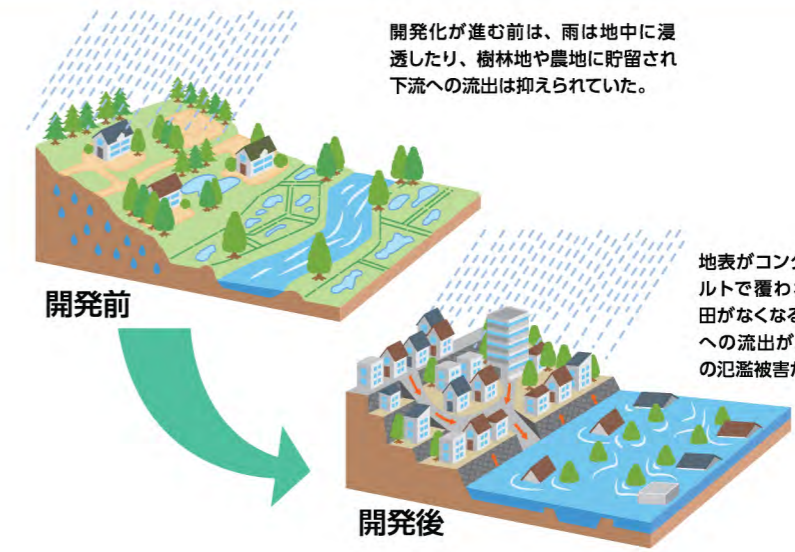
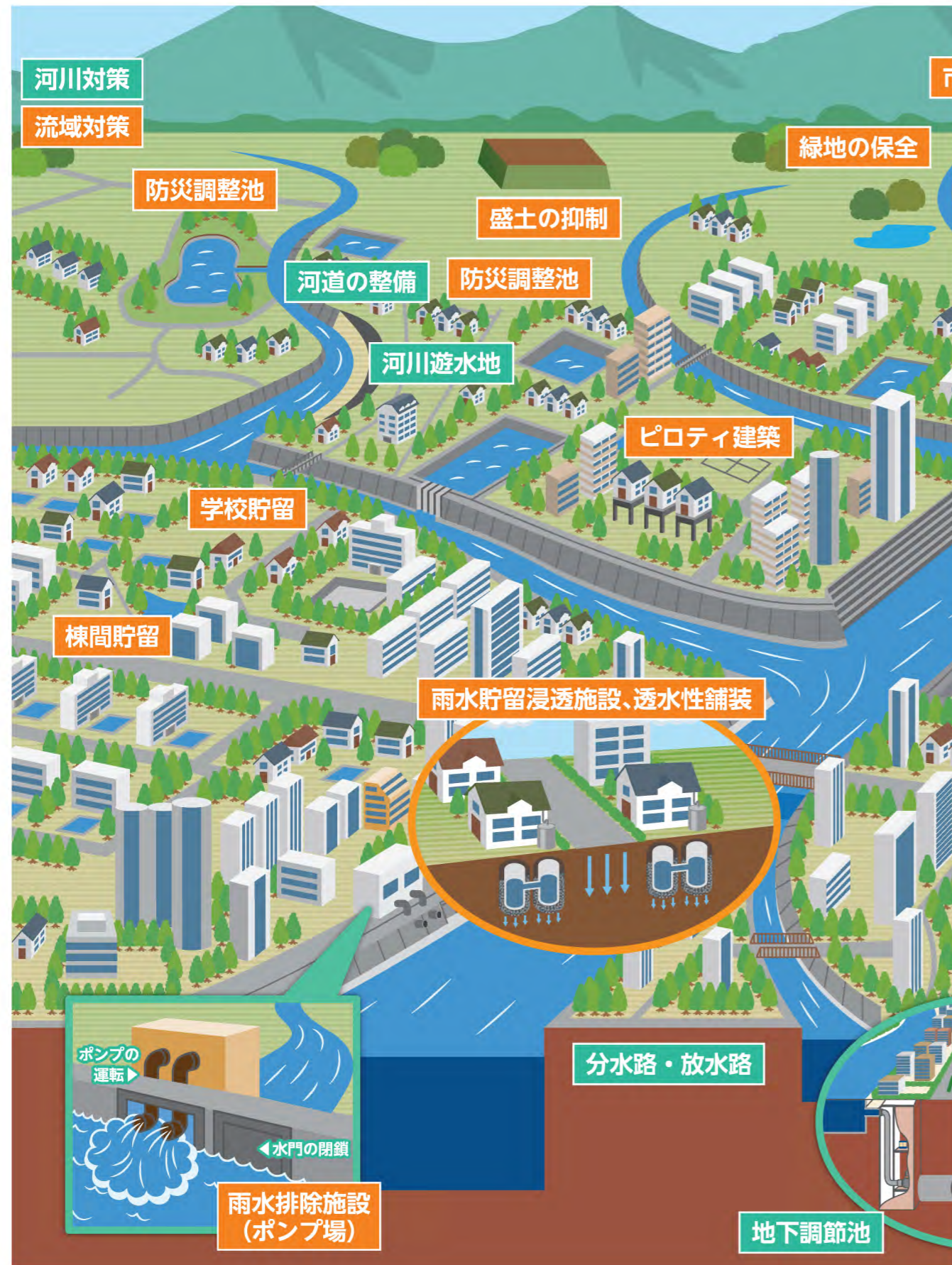
平成26年台風18号の浸水状況
(帷子川:旭区川井本町)

浸水想定区域図



凡例			
	一級河川 国土交通大臣管理区間		二級河川 県知事管理 市長施工・維持区間
	一級河川 県知事管理指定区間		二級河川 市長管理区間
	一級河川 市長管理区間		準用河川 市長管理区間
	二級河川 県知事管理区間		浸水想定区域

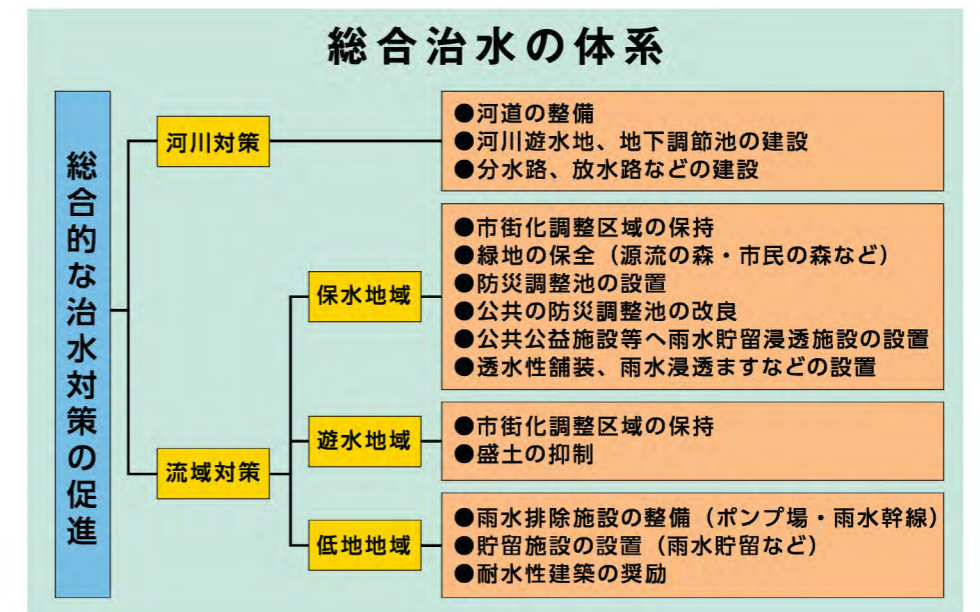
総合的な治水対策



流域内の都市化と開発が進んだ結果、地表がコンクリートなどで覆われて雨水を貯留・浸透することができなくなったため、流出が増し水害の危険性が增大しています。

そのため、河川改修による治水安全度の向上はもちろんのこと、流域が以前からもっていた保水・遊水機能の回復を図るための貯留・浸透施設を設置するなど、流域内における雨水の流出抑制対策を積極的に進めることが重要です。

また、都市部の河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、平成16年5月に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行されました。市内では鶴見川流域と境川流域が指定され、河川、下水道、流域が一体となった対策を進めています。



河川改修

横浜市では、抜本的な治水対策を必要とする中小河川を「計画28河川（※P39参照）」として選定し、都市基盤河川改修事業、準用河川改修事業等の実施により浸水被害の軽減に努めています。

改修の規模としては、少なくとも時間降雨量約50mmでも被害が発生しない河川改修を基本として進めています。

■河道の整備

大雨などによる増水時に洪水を安全に流せるよう、狭く蛇行した川を広く直線的な川とする整備を進めています。このことにより、水位の上昇を抑制し、洪水による災害の発生頻度を減少させます。

河道拡幅の例（阿久和川）



▲整備前



▲整備後

河道拡幅の例（いたち川）



▲整備前



▲整備後

整備事例(1) 護岸整備

護岸は、流水による浸食や洗掘から河岸を保護することを目的に設置する構造物です。

横浜市では、コンクリートブロックや自然石を使用し、勾配を設けたブロック積護岸を標準的に採用しています。

一方で、家屋の近接により十分な用地を確保できない現場では、鋼管杭やコンクリート擁壁などを用いた直壁護岸としている河川もあります。



▲ブロック積護岸（奈良川）



▲直壁護岸（今井川）

整備事例(2) 橋梁架替

河道の整備に伴い、新しい川幅や線形に合わせて橋梁の架替工事を行っています。

橋梁工事は橋台に橋げたを架設するのが一般的ですが、道路の形状を考慮して門型カルバート形式となっている橋梁もあります。



▲橋げたの架設状況（奈良川）



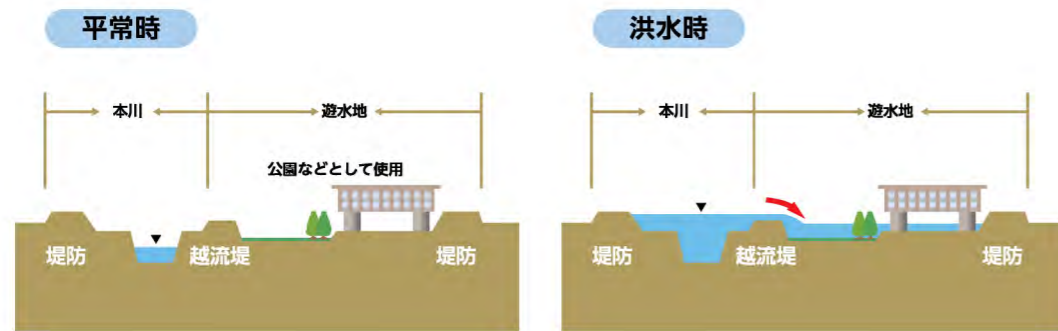
▲門型カルバート（いたち川）

■河川遊水地

河川遊水地は、河川堤防の一部を低くして大雨時に河道からあふれた水を一時的に貯留し、下流に流れる水量を低減する効果があります。

都市化と開発の進展した横浜市には川沿いに建物などがある河川が多く、川幅を拡げようとする洪水対策には限界があるため遊水地整備もあわせて実施しています。

河川遊水地は大きく分けて、地上部に水を貯留し自然に排水する遊水地(オープン式)と、地下に貯留部分を設け、ポンプアップして放流する地下調節池(地下式)の2つの形式があります。



整備事例(1) 宮沢遊水地(平成17年度完成)

宮沢遊水地は、貯留容量48,650m³のオープン式の河川遊水地で、増水により越流堤から流入した水を貯留し、排水樋管から放流しています。また、治水上の機能に加えて、晴天時には野外レクリエーションや環境学習の場として、さらには多目的広場などとして、市民が有効に利用できる施設となっています。



▲越流の様子



▲宮沢遊水地のイメージ図

整備事例(2) 今井川地下調節池(平成15年度完成)

今井川地下調節池は、国道1号の地下に設置された、直径10.8m、延長2.0km、貯留容量178,000m³のトンネル形式の地下調節池です。河道拡幅による浸水対策は完成までに相当の月日を要することから、早期に治水効果を発揮する施設として、平成4年度から15年度にかけて整備されました。



▲今井川地下調節池イメージ図



▲今井川地下調節池の内部

整備事例(3) 舞岡川遊水地(平成25年度完成)

舞岡川遊水地は、幅104.5m×長さ52.5m×深さ15.6m、貯留容量55,000m³の箱型形式の地下式遊水地です。

遊水地の上部は「舞岡川遊水地公園」として整備されており、地域に親しまれています。



▲舞岡川遊水地の内部



▲舞岡川遊水地イメージ図

流域対策

横浜市では流域対策として、都市化や開発が進展することによって失われる土地の保水・遊水機能の維持のため、宅地開発などの行為に対して、雨水を貯留・浸透させる施設の設置指導を行っています。

あわせて、公共・公益施設敷地内への施設整備や既存施設の改良を実施し、河川への雨水流出の抑制を図っています。

■宅地開発等への指導

横浜市は、宅地開発が進み河川流域の山林や田畑が失われ、ますます流域の保水・遊水機能が低下しています。その結果、降雨時に流出する雨水量が増大し、短時間で河川へ流入するため、溢水氾濫による浸水被害を発生させる危険が増大しています。

そこで、宅地開発などにあたって雨水調整池や浸透施設などの施設設置を指導しています。



▲開発にあわせて設置された雨水調整池(栄区 桂台2号雨水調整池)

■公共施設等への整備

横浜市では、公共・公益施設である学校や公園の敷地内に雨水を貯留・浸透させるための施設を設置しています。

また、既存施設を活用した整備として公的所有の雨水調整池やため池などを改良し貯留容量を増大させる工事も実施しています。



▲校庭での施設整備(北方小学校)

■雨水流出抑制施設事例

(1) 雨水調整池

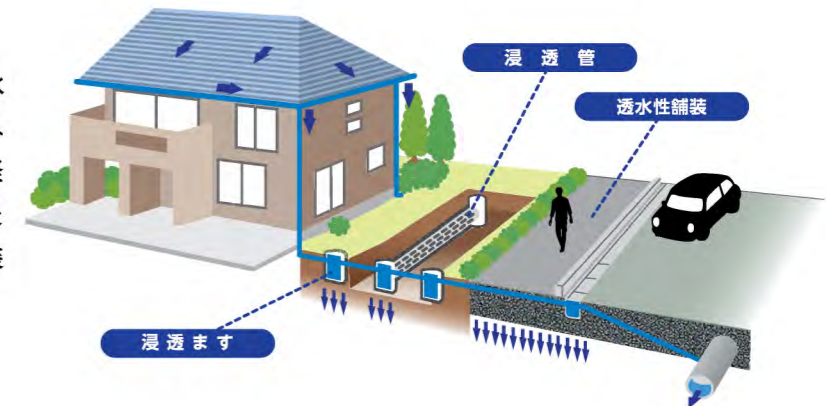
雨水調整池は、集中豪雨などによる雨水を一時的に貯留して少しずつ河川に流すことにより、河川への負担を減らす目的で設置され、河川の水量が急増することによる洪水被害を軽減させる役割を果たします。



▲雨水調整池の平常時と満水時の様子

(2) 雨水浸透施設

雨水浸透施設は、降雨時に雨水を地下に浸透させることで地表への流出を抑え、河川への負担を軽減させます。浸透施設には雨水浸透ますや雨水浸透管、透水性舗装などの種類があります。



雨水浸透のメリット

雨水の浸透は流出抑制対策だけでなく、地下水の涵養^{かんよう}や湧水の再生、平常時の河川の流量確保など健全な水循環の維持・回復に貢献します。その他にもヒートアイランド現象の緩和など環境のために大切な役割を果たしています。

維持管理

大雨に備えて治水機能を確保するとともに、魅力ある河川環境を持続させることを目的とし、河川や水路などを良好な状態に保つための維持管理を進めています。

■日常の維持

点検やパトロールにより、施設の状態を監視し、不具合などを確認した際は状況に応じた対策を行っています。

(1) 河川、水路

河川や水路の底に土砂が堆積したり、草や木が生え成長したりすると、大雨などによる増水時に洪水が流れにくくなり、浸水被害を引き起こす場合があります。また、洗掘や護岸の破損などが進行すると、護岸崩落等の事故につながる可能性があります。このため、堆積土砂の除去(浚渫)や除草、護岸の補修等を実施しています。

さらに、河川沿いの通路に設置したフェンスや、水辺拠点に設置した施設の補修など、利用される方の安全性を確保するための維持管理も実施しています。

(2) 雨水流出抑制施設

雨水調整池や雨水浸透施設に土砂が堆積すると、雨水を貯められる容量が減ってしまいます。また、排水口にゴミ等が詰まることで排水ができなくなり、浸水被害を引き起こす場合もあることから、土砂の除去(浚渫)やゴミの除去などを実施しています。

土砂の浚渫・除草の事例(黒須田川)



▲対策前



▲対策後

護岸補修の事例(黒須田川)



▲対策前



▲対策後

■上部利用

雨水調整池は雨水を溜めるための敷地ですが、人工の地盤をつくることで池の上部空間を有効に活用することが可能となります。地域ケアプラザなどの公共施設のほか、民間企業への貸出しも進めています。



▲上部を地域ケアプラザとして利用(野庭団地第一雨水調整池)

■長寿命化事業

河川整備の開始から40年以上が経過し、経年変化等による事故が発生しています。こういった事故を未然に防ぐため、定期的な河川点検や計画的な老朽化対策を実施しています。

(1) 河川点検

横浜市で管理している河川について、出水期前の5~6月にかけて、職員が目視で護岸や管理用通路等にクラック・陥没・洗掘等の変状が発生していないか確認を行い、応急対応が必要な箇所について、速やかに補修等を行っています。

(2) 計画的な老朽化対策

河川護岸等の老朽化の状況を評価し、河川カルテとしてとりまとめています。この河川カルテをもとに長期的な保全計画を策定し、計画的な補修・補強を実施しており、「整備中心・問題発生後の対応」から「予防保全による効率的な維持管理」へシフトしています。



▲河川点検の様子(帷子川)



▲保全計画に基づく老朽化対策(黒須田川)

■地震対策

東日本大震災で発生した津波等の教訓を踏まえ、被害を最小限に抑える視点、発生時の混乱を抑え市民の命を守る視点から、河川の地震・津波対策を推進しています。

(1) 津波対策

港湾及び漁港の管理者と調整を図りながら横浜市管理の河川施設の防護対策を推進します。



▲鉄道に隣接する特殊堤(平戸永谷川)

(2) 地震対策

災害時に早期復旧が困難な特殊堤(構造の全部または主要な部分がコンクリートや鋼矢板などで築造されている堤防)について、緊急輸送路及び鉄道に隣接する等の条件も踏まえながら、順次、対策検討を進めています。

水防事業

大雨による被害を減らすため総合的な治水対策を進めていますが、整備には莫大な費用と年月が必要です。これまで治水事業を計画的に進めた結果、浸水被害は減少していますがゼロにはなっていません。そのため、横浜市では、河川改修といったハード対策とあわせて、災害時の防災体制の強化や、防災活動や避難等緊急時に活用できる情報の提供といったソフト対策も進めています。

■防災体制の強化

災害時には、初期段階での対応がその後の防災対策の成否に重大な影響を及ぼします。このため、初期体制及び迅速な要員の確保、防災関係機関との連携など、防災体制の強化を図っています。

【水防警報発令時の対応】

水防警報は、河川が所定の水位に達した際に、水防団や消防団などの出動の指針とするために都道府県より発令されるものです（水防法16条）。

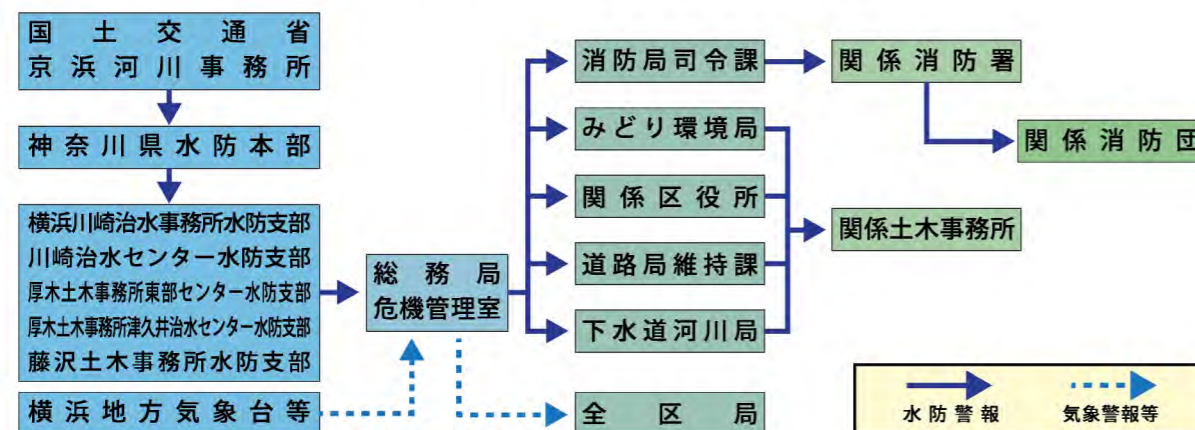
これに従い、横浜市では神奈川県から発令される水防警報を防災関係機関に伝達し、迅速な水防活動に従事できる体制を構築しています。



▲ 情報伝達訓練の様子

■水防・気象警報等連絡系統図【水防・気象警報等の連絡系統図】(例)

(鶴見川水系の国管理区間における基準観測所において水防警報が発令された場合)



■水防災情報システム

市民の皆様確実に避難していただくため、横浜市ホームページ上の水防災情報により、水位の変化や河川の様子について、リアルタイムで情報提供しています。

QRコードはこちら



水防災情報のページ (<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/>)



監視カメラの映像を見ることができます



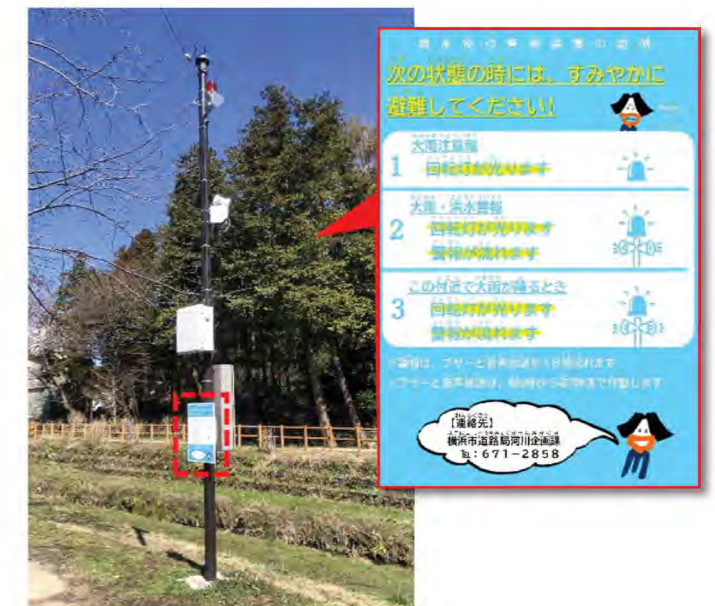
撮影時刻: ●●●●年●●月●●日●●時●●分

現在の水位だけでなく、24時間の水位の変化を見ることができます。

■親水拠点の警報装置

市内にある親水拠点のうち、特に子どもたちの利用が多く規模が大きい拠点に、警報装置を設置しています。

大雨注意報、警報及び現地周辺での雨量情報により、回転灯及び音声アナウンスが作動し、河川増水への注意喚起を行います。



▲ 設置されている警報装置

第3章 魅力あるかわづくり

河川等の環境整備

■河川の環境整備

河川は都市に残された貴重な自然空間であることから、横浜市では全国に先駆けて自然に配慮した川づくりを進め、河川環境の再生・保全に努めてきました。周辺の公園、樹林と一体となり、河床に低水路、瀬や淵^{おち}を設けるなど生態系に配慮した多自然川づくりを推進しています。また、近隣住民が水辺に親しめるよう、旧川敷や遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

事例(1)ふるさとの川整備事業

街のシンボリックな河川において、周辺の景観や地域整備と一体的に河川改修を進め、良好な水辺空間の形成を図る事業を実施しました。

(平成元年にいたち川、平成3年に和泉川で事業採択)



▲ 稲荷森の水辺(いたち川)



▲ ニツ橋の水辺(和泉川)

事例(2)まほろばの川づくりモデル事業

河川周辺に病院や老人ホームなどが近接する地域に、障害者や高齢者でも川に親しめるような「すべての人に優しい川づくり」を進めるため、護岸の緩斜面化、堤防坂道の緩スロープ化、休憩施設の設置などを実施しました。(平成5年度に阿久和川で事業採択)



▲ 集いのまほろば(阿久和川)



▲ 憩いのまほろば(阿久和川)

事例(3)川辺の散歩道

河川管理用通路は川に沿った道として、多くの市民に利用されています。そこで、河川管理用通路を緑化し、散歩できる川辺の散歩道として整備しています。

また、河川改修に伴い発生する旧川敷の豊かな自然環境を活用し、散歩道や水辺空間として整備しています。



▲ 川辺の散歩道(いたち川)



▲ 親水緑道(帷子川)

事例(4)アユが遡上する街、ヨコハマ

横浜市内の河川では天然のアユが遡上しています。昭和40年代に姿を消したアユですが、水質改善等により平成元年から再び市内の河川で確認されるようになりました。

アユを指標種として生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図る「アユが遡上する街、ヨコハマ」の取組では、魚道整備による生物の遡上の阻害要因の改善や、市民協働ワーキングによる遡上先の生息環境の改善など、魅力にあふれ、身近に感じられる川づくりを進めています。



▲ 遡上するアユ



▲ ワーキングの様子

■水路の環境整備

かつては親しむことのできた水路は開発が進むとともにだんだんと姿を消していきました。そのため横浜市では、自然の景観と環境を、身近な水辺の魅力を多くの方に知っていただけるよう、親水水路整備事業を行い、散策を楽しめるような空間を整備してきました。

事例(1)小川アメニティ事業

川の源流付近の自然の景観が残されているところで、水の流れを活かしながら、周辺環境との調和に配慮した散策路等を整備した事業です。自然石を配置するなど、ホタルなどの水生生物や湿地を好む植物の生息環境に配慮し、源流域の小川の姿を再現しています。



▲ 釜利谷町小川アメニティ



▲ 矢指町小川アメニティ

事例(2)せせらぎ緑道事業

市街地において、下水道の整備に伴い水辺が失われる場所にせせらぎを再生し、同時に緑道を併設する事業です。せせらぎに流れる水は、近隣の湧水や地下水などのほか、水再生センターで通常よりもきれいに処理された再生水などが水源となっています。



▲ 浄念寺川せせらぎ緑道



▲ 飯島町せせらぎ緑道

■雨水調整池ビオトープ

平成4年度から21年度にかけて、市内47箇所の雨水調整池に、生物生息空間(ビオトープ)を整備しました。市街地における貴重な自然環境であり、周辺の自然環境に生息する生物が、雨水調整池ビオトープを経由し、他の地域に生息域を広げられるよう、自然ネットワークの形成を図ることなどを目標としています。湿地・水辺の植生、開放水面の広がり、多様な生物の生息環境となり、水鳥やトンボ等の昆虫類も飛来します。近所の小学校の生徒を対象にした観察会を行っている施設もあります。



▲ ビオトープの環境(黒須田1号雨水調整池)



▲ 小学生との自然観察会(森の台1号雨水調整池)

水生生物

河川にモツゴ、アブラハヤといった魚が広く分布しています。また近年、水がきれいになり、海と川を行き来するアユ、エビ類が増えています。

雨水調整池ビオトープでは、水辺の鳥やトンボ等の昆虫類が飛来します。水辺の鳥としてカワセミ、サギ類、昆虫類は、ハグロトンボ、シオカラトンボ等が見られます。



カワセミ



カルガモ



アオサギ



ゴイサギ(幼鳥)



ハグロトンボ



モツゴ



アブラハヤ

写真提供/
環境科学研究所

河川愛護と河川PR事業

横浜市では、水辺や親水拠点などをはじめとして、良好な河川環境を保全し、一人でも多くの方が水と親しみ、川の楽しさを知っていただけるように、河川の愛護の呼びかけと河川PR事業を行っています。

■水辺愛護会

横浜市には、地域の水辺に愛着を持ち、除草や清掃などの活動を自発的に実施する「水辺愛護会」があります。地域住民等で結成されたこの団体の活動を支援し、将来にわたって継続できるよう、平成9年度から水辺愛護会制度を創設し、補助金の交付等を行っています。

現在、河川や小川アメニティ、せせらぎ緑道などを対象に100近くの団体が活動しています。最近では生き物観察会といった水辺施設を活用した自主的な活動やイベントを実施する団体もあります。



愛護会活動の様子(帷子川) ▶

■水辺の楽校

地域・学校・行政が連携して梅田川流域のもつ豊かな自然環境を守り、活用を考えていくために、平成9年度から「梅田川水辺の楽校協議会」を設置しています。

過去には、梅田川一本橋メダカひろばで、協議会主催の「こども川の日」を開催し、現在では地元の小学生への環境教育を目的とした生き物調査を行っています。水辺の自然を活用した遊び・学びを通じ、子供たちの健全な成長を育むとともに、水辺を中心とした地域の連携を図っています。



「こども川の日」の様子 ▶

■水の日イベント

毎年、8月1日の水の日、又は8月1日から7日までの水の週間に合わせ、水循環に関連する事業を行っている部署が連携して、水道・水源林、下水道事業及び河川事業等について展示し、市民の皆様身近な水の役割についてわかりやすく紹介するイベントを開催しています。(水道局・下水道河川局)



▲イベントの様子▲

■環境教育出前講座

河川に対する理解を深め、人と川とのかかわりを学び、良好な河川環境の大切さ、洪水時の危険性などについて学ぶことを目的に、平成17年度から小学生や地域の方々を対象に行っています。講座では、身近な川などをテーマに、川の役割や川にすむ生き物、現地での水質試験など、幅広い内容を学年や年齢に応じて説明しています。



▲講義の様子



▲現地学習

川クイズ!

川の大きさを、なにで決まるとおもいますか?

①ながさ
②はば
③ひろさ

➡

川の大きさは...

ひろさ(流域)

!!
で決まります。

➡

りゅういき

▲クイズを取り入れわかりやすく説明します

用語集

用語	説明
水系	水源から河口にいたるまでの同じ流域内にある本川や支川のまとまりを水系といい、本川河口部の河川名をとって、「一級河川鶴見川水系」などと呼びます。
流域	降った雨は山の斜面を下り川に入って、海まで流れていきます。降った雨が集まって流れる範囲・領域を流域と呼びます。
本川	水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが最も重要と考えられる河川、あるいは最長となる河川のこと。
支川	本川に合流する河川のこと。本川の右側に合流する川を「右支川」、左側に合流する河川を「左支川」と呼びます。
派川	本川から分かれて流れる河川のこと。本川から分かれることを分派(ぶんぱ)といいます。
一級水系	国土保全や国民経済上の重要な水系で国(国土交通大臣)が指定したものです。
一級河川	一級水系で国(国土交通大臣)が指定した河川。
二級水系	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるため、都道府県知事が指定したものです。
二級河川	二級水系で都道府県知事が指定した河川。
準用河川	一級河川、二級河川以外の河川のうち、市町村長が公共性の観点から重要と考え指定した河川。河川法に基づき、二級河川における規定の一部が準用されることから準用河川と呼ばれます。
権限移譲河川	河川法第9条もしくは第10条に基づき一級河川又は二級河川の管理権限が政令指定都市の長に移譲された河川。
都市基盤河川	河川法第16条の3に基づき、河川管理者と協議したうえで、市町村の長が河川工事もしくは維持を行っている河川。
堤防	人々が生活を営んでいる地域に洪水や高潮が浸入しないように土を盛り上げた構造物。口語的には土手とか堤と呼ばれています。
河道	流水を安全に流下させるための水の流れる部分。
低水路	平常時に川の水が流れている部分。
瀬・淵	自然の川には流れが速いところ、遅いところ、水深が浅いところ深いところが存在します。流れが速くて水深が浅いところを「瀬」と呼びます。また、流れが遅くて深いところを「淵」と呼びます。
護岸	洪水、高潮から堤防、河岸を守るために設けられるもの。目的によって法覆工(低水護岸、高水護岸)、根固工、水制工に分類されます。
越流堤	堤防の一部を低くした堤防のことで、越流堤の高さを超えて河川の水を遊水地などに流し込むことで、下流への洪水流量を調節します。
洪水	流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水と呼びます。一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。
洗掘	激しい川の流れによって、河岸及び河床が削られる現象。
しん 浚 せつ 溝	河道内に堆積した土砂を除去すること。これにより河道の断面が拡大して、スムーズに洪水を流すことができます。

用語	説明
出水期	梅雨や台風で洪水が起きやすい6月～10月を出水期と呼びます。
浸水想定区域図	大雨が発生したときに浸水が予想される区域を示した地図。市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として活用されます。
総合治水対策	従来の河道やダム、遊水地整備といった河川改修だけで洪水を防ぐのではなく、雨水貯留浸透施設の設置などの流域対策の推進によって、急速な都市化によって失われた保水・遊水機能の維持・回復を図ることで、総合的に治水安全度の向上を図ろうとするものです。
がい すい ない すい 外水・内水	堤外地側(河道内)の流水のことを外水といい、堤内地側の流水を内水といいます。
河川改修	洪水や高潮などによる災害を防止するため、河川を改良することをいい、必要な流下能力を確保するために、築堤、引堤、河床掘削(浚渫)などを行います。
河川整備基本方針	河川整備の計画として、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)に区分し、河川整備基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針、整備の考え方を記述しています。
河川整備計画	河川整備計画では、概ね20年～30年後の河川整備の目標、河川工事、河川の維持について具体的に明示しています。
流出抑制対策	雨水が河川や下水道に直接的に流れ込み急激に増水しないようにする対策。
特定都市河川浸水被害対策法	市街化が進行する都市部の河川流域において、浸水被害の防止のための対策を図ることを目的として平成16年5月に施行された法律。特定都市河川流域として指定されると、水害に強いまち(流域)づくりを目指して、河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体が共同で「流域水害対策計画」を策定する役割を担い、安全性を高める有効かつ効率的な浸水被害対策を実施します。また、流域内の住民、事業者は雨水を貯留浸透させる努力を担い、雨水浸透阻害行為を行う場合は許可の取得を要します。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境ならびに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川全般の管理を行う取り組み。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。
ビオトープ	様々な生物が生息している空間のこと。
魚道	川を横断している構造物により落差があることで魚や水生生物の移動が困難になるため、魚や水生生物が自由に移動できるようにする通り道のこと。
市民協働	市民、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、協調して取り組むこと。
水辺の楽校プロジェクト	市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって、地域の身近な水辺(「子どもの水辺」)における環境学習や自然体験活動を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して、「子どもの水辺」再発見プロジェクトに取り組んでいます。水辺の楽校プロジェクトは、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。

河川事業のあゆみ 年表

年次	河川法に基づく河川の指定、権限移譲	横浜市の河川事業のあゆみ	国の法改正や事業制度創設など
昭和40年	準用河川を指定(4水系、20河川)	横浜市内河川に関する県市協定を結び(県施行の河川改修事業費の一部を負担し、市内河川の改修の促進を図る)	昭和39年河川法全面改正
昭和43年		横浜市宅地開発要綱に基づく雨水調整池の設置指導開始	
昭和44年		大岡川分水路建設事業に関する県市協定締結—大岡川分水路建設事業着手 横浜市宅地開発要綱に基づく河川改修負担金制度発足 宅地開発関連河川改修事業着手	
昭和45年		都市小河川改修事業により国庫補助事業による都市小河川の抜本改修着手(当初、大熊川、帷子川、今井川、柏尾川、いたち川、宇田川、大岡川分水路、平成6年度までに、早刈川、鴨居川、梅田川、阿久和川、和泉川、砂田川、宮川、舞岡川、鳥山川、名瀬川を追加)	都市小河川改修御補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
昭和46年	中堀川、今井川、いたち川、宇田川、平戸永谷川を二級河川に指定	都市小河川改修事業に関する県市協定締結	
昭和47年	梅田川、阿久和川、和泉川を一級河川に指定		
昭和48年	準用河川追加指定(3水系10河川)		河川法の一部改正(一級・二級水系の普通河川について、準用河川指定が可能に)
昭和50年	準用河川追加指定(1水系1河川)	準用河川の抜本改修着手(当初、入江川、滝の川、平成5年度までに砂田川、奈良川、舞岡川、鳥山川、名瀬川、相沢川、岩川、大岡川、日野川、準用舞岡川を追加)	準用河川改修費補助制度の発足(国1/3 市2/3)
昭和51年		河川・水路整備緊急5か年計画(S51~55)が策定され、市単独費により浸水常襲地域の改修促進を図る	
昭和53年		国の総合治水対策の対象河川として、一級河川鶴見川及び二級河川境川が指定され着手 雨水貯留事業に着手(当初奈良川、昭和60年までに入江川、名瀬川を追加)	雨水貯留事業費補助制度の発足(国1/3 市2/3)
昭和54年	準用河川砂田川を一級河川に指定		
昭和55年		鶴見川及び境川流域総合治水対策協議会設置	
昭和56年	準用河川宮川を二級河川に指定	大岡川分水路の完成 鶴見川及び境川流域整備計画策定 帷子川分水路建設事業に関する基本協定書の締結 住宅宅地関連公共施設整備促進事業に着手(当初、宮川、奈良川、昭和63年までに阿久和川、名瀬川、相沢川、今井川、岩川を追加) 河川環境整備事業に着手(市単独費)	都市河川緊急整備事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
昭和58年	準用河川舞岡川を二級河川に指定	流域貯留浸透事業に着手(当初鶴見川流域、昭和63年までに境川流域、帷子川流域を追加) 帷子川分水路の建設に着手(都市河川緊急整備事業)	流域貯留浸透事業費補助制度の発足(国1/3 市2/3)
昭和59年		特定保水池整備事業に着手(鶴見川流域、境川流域)	特定保水池整備事業費補助制度の発足(国1/3 市2/3)
昭和60年		小川アメニティ事業に着手(市単独費)	
昭和61年	準用河川追加指定(3水系7河川)	特定住宅市街地総合整備促進事業に着手(帷子川)	特定住宅市街地総合整備促進事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
昭和62年		ふるさとの川モデル事業にいたち川が指定	ふるさとの川モデル事業の創設
昭和63年		13河川、延長48,970mの一・二級河川の河川工事及び、維持について告示(当初、梅田川、砂田川、帷子川、中堀川、今井川、柏尾川、平戸永谷川、阿久和川、いたち川、舞岡川、宇田川、和泉川、宮川、平成7年度までに鳥山川、名瀬川を追加)	河川法の一部改正(県知事管理の一・二級河川の河川工事及び、維持について県知事と協議の上、市長が施行が可能に)

※区間変更、廃止は省略

年次	河川法に基づく河川の指定、権限移譲	横浜市の河川事業のあゆみ	国の法改正や事業制度創設など
平成元年		ふるさとの川モデル事業としていたち川整備計画が認定 ふるさとの川モデル事業に和泉川が指定	
平成3年		ふるさとの川モデル事業として和泉川整備計画が認定 水源の森設置事業に着手(市単独費)	
平成4年		都市河川内水対策特別緊急事業に着手(今井川地下調節池) まほろばの川づくりモデル事業として阿久和川整備計画が認定	都市河川内水対策特別緊急事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3) まほろばの川づくりモデル事業の創設
平成6年	準用河川名瀬川を二級河川に指定		
平成7年		都市河川内水対策特別緊急事業を廃止し、床上浸水対策特別緊急事業に着手	床上浸水対策特別緊急事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
平成9年		帷子川分水路の完成 「水辺愛護会制度」の発足 都市小河川改修事業を廃止し、都市基盤河川改修事業に着手	河川法の一部改正(目的へ「河川環境の整備と保全」の追加。新たな計画制度(河川整備基本方針と河川整備計画)の創設) 都市基盤河川改修事業費補助制度の発足(国・県・市 各1/3)
平成10年		水辺の楽校プロジェクトとして梅田川の計画が登録	
平成11年		自然共生型地域づくり事業により雨水調整池の環境整備を開始(平成14年から自然共生型地域整備推進事業)	
平成12年		身近な水辺環境再生事業により相沢川の整備に着手(平成14年から水辺空間再生施設整備等事業)	河川法の一部改正(一級河川の指定区間および二級河川の管理を指定都市の長が行うことが可能となる)
平成15年	梅田川、砂田川の権限移譲		特定都市河川浸水被害対策法の策定
平成16年	鳥山川指定区間の権限移譲	まちづくり交付金事業の着手(当初、阿久和川、平成28年までに、梅田川、相沢川、黒須田川、奈良川、日野川、準用舞岡川で事業実施) 横浜市開発事業の調整等に関する条例が制定	まちづくり交付金制度の創設
平成17年		特定都市河川浸水被害対策法に基づき、鶴見川が特定都市河川に指定	
平成19年		鶴見川水系河川整備計画、鶴見川流域水害対策計画の策定	
平成22年			社会資本整備総合交付金の創設(国土交通省所管の個別補助金を交付金一括)
平成23年	平戸永谷川の権限移譲	河川護岸等に関する長寿命化指針の策定	
平成24年	宇田川の権限移譲		
平成25年			河川法の一部改正(津波の明確化、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設)
平成26年		帷子川水系河川整備計画の策定 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、境川が特定都市河川に指定 河川保全計画(横浜市管理の1級、2級、準用河川21河川及び都市基盤河川10河川を対象)の策定	
平成27年		大岡川水系、境川水系河川整備計画の策定	
令和5年	舞岡川、名瀬川の権限移譲		

※区間変更、廃止は省略

計画28河川諸元表

水系	河川名	等級	区間	改修延長(m)	流域面積(k㎡)	着工年度	完了年度	備考
鶴見川	梅田川	一級	恩田川合流点～竹橋上流端	2,230	3.86	昭和47年度	平成13年度	平成15年度権限移譲
	大熊川		鶴見川合流点～西原橋上流端	2,360	4.57	昭和45年度	昭和53年度	昭和62年度県へ引継
	烏山川		岸根小橋上流端～天屋上橋上流端	2,090	4.47	昭和56年度	平成15年度	平成16年度権限移譲
	砂田川		烏山川合流点～道慶橋上流端	1,740	3.48	昭和51年度	平成7年度	平成15年度権限移譲
	早瀬川		高田橋上流端～中村大橋上流端	7,991	27.8	昭和42年度	昭和57年度	昭和62年度県へ引継
	黒須田川	準用	鶴見川合流点～市境	2,820	3.41	昭和45年度	平成4年度	
	奈良川		恩田川合流点～神前橋上流端	1,920	6.51	昭和55年度		
帷子川	岩川	二級	恩田川合流点～蓮台橋上流端	1,838	4.36	昭和57年度	平成14年度	
	帷子川		中堀川合流点～大貫橋上流端	6,170	23.5	昭和45年度		
	中堀川		帷子川合流点～齊藤橋上流端	1,310	4.42	昭和45年度		
大岡川	今井川	二級	帷子川合流点～横浜新道上流端	4,740	7.6	昭和45年度		
	大岡川分水路		海～日野川取水庭	3,637	-	昭和44年度	昭和55年度	昭和56年度県へ引継
	大岡川		天谷橋上流端～峰行橋上流端	3,280	4.04	平成元年度		
境川	日野川	準用	日野橋下流端～新橋上流端	890	5.42	平成元年度		
	柏尾川		柏尾橋上流端～阿久和川合流点	435	-	昭和45年度	平成2年度	
	平戸永谷川	二級	柏尾川合流点～馬洗橋上流端	4,740	15.54	昭和45年度	平成19年度	平成23年度権限移譲
	阿久和川		柏尾川合流点～村下橋上流端	5,440	13.89	昭和46年度		
	名瀬川		阿久和川合流点～山越橋上流端	2,210	3.14	昭和56年度	平成28年度	令和5年度権限移譲
	舞岡川		柏尾川合流点～右支川合流点	1,640	4.29	昭和54年度	平成27年度	流域は準用を含む 令和5年度権限移譲
	いたち川		柏尾川合流点～神戸橋上流端	6,170	13.88	昭和45年度		
	和泉川		境川合流点～二ツ橋上流端	9,420	11.46	昭和46年度		平成19年3月境川河川区域変更により、境川合流点～新折越橋下流端(約280m)が境川河川区域へ
	宇田川		境川合流点～中田橋上流端	3,520	11.86	昭和45年度	平成22年度	平成24年度権限移譲
	川上川		準用	平戸永谷川合流点～戸塚区品濃町295番地	1,428	4.24	昭和60年度	平成25年度
相沢川	境川合流点～山野橋上流端	2,340		4.3	昭和56年度	昭和62年度		
入江川	準用舞岡川	右支川合流点～道岐橋下流端	450	1.93	平成5年度			
入江川	入江川	準用	海～神尾橋下流端	1,480	6.4	昭和50年度	昭和59年度	
滝の川	滝の川	準用	海～境橋下流端	840	9.94	昭和50年度	昭和59年度	
宮川	宮川	二級	海～待橋上流端	2,040	7.98	昭和56年度		



黒須田川



平戸永谷川



梅田川

横浜市下水道河川局河川部河川企画課

平成30年3月初版発行

令和6年4月改訂

横浜市中区本町6-50-10

【Eメール】 gk-kasenikaku@city.yokohama.lg.jp

【電話番号】 045-671-4215

【ファックス番号】 045-651-0715

横浜の川

検索